

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		文化会館の利用許可の取消等
根拠条例・規則等名		さいたま市文化会館条例
条 項		第 1 1 条
所 管 部 課		スポーツ文化局 文化部 文化振興課 (電話：048-829-1227)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次の各号のいずれかに該当するとき又は会館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。 (3) 会館の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納期限までに納付しないとき。 (4) 利用の許可の取消しを申し出たとき。 (5) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 26 年 10 月 1 日最終改正
備 考		